次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和7年2月27日

収支等命令者 佐賀県食肉衛生検査所 原口 健三

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務名 令和7年度佐賀県食肉衛生検査所洗濯業務
 - (2) 業務の仕様等 業務委託仕様書による
 - (3) 業務期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名入札停止処分若しくは入札参加停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 佐賀県内に本社を有する者または県内に支店・営業所を有すること。
- (6) 国又は地方公共団体等その他知事が別に定める団体(以下、「国又は地方公共団体等」)との間に おいて、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来 した契約を適正に履行した実績を有すること。
- (7) クリーニング業法第5条の2(昭和二十五年五月二十七日法律第二百七号)に基づくクリーニング所検査確認済証の交付を受けていること。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまで に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号 に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力 団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に 暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類を添付のうえ令和7年3月 11日(火)午後5時までに下記の担当課に持参又は郵送(11日(火)午後5時までに担当課 へ必着)してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。 また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

(担当課)

〒846-0024 佐賀県多久市南多久町大字下多久 4127 佐賀県食肉衛生検査所 総務課 電話 0952-76-2611

4 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。 入札参加資格の確認結果は、令和7年3月14日(金)までに通知します。

5 入札・開札の日時・場所等

- (1) 入札・開札の日時及び場所
- ア 日時 令和7年3月19日(水)午後3時
- イ 場所 佐賀県多久市南多久町大字下多久 4127 佐賀県食肉衛生検査所 会議室
- ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札若しくは郵送(簡易書留)による入札
- (2) 入札書の提出方法
 - ア 入札書の持参、または郵送による提出とします。
 - イ 入札を郵送で行う場合には、外封筒に「令和7年度佐賀県食肉衛生検査所洗濯業務入札書在中」と朱書きし、内封筒に入札書を封入して簡易書留で郵送してください。なお、提出期限は、令和7年3月19日(水)正午までに3の担当課に必着とし、入札書の提出期限を過ぎて到着した場合は無効とみなし、開封しません。

(3)入札方法に関する事項

ア 入札は、別に定める入札書により、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が 入札をする場合は、入札前に委任状を提出するものとします。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載した金額に、区分ごとの入札金額(単価)に予定数量を乗じて得た金額の合計に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭始に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は、頭始に「¥」の記号を、末尾に「一」の記号を付記してください。

(4) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとします。この場合において、入札者又は その代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせて行います。

(5)入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもある ので、事前に3の担当課に確認してください。

(6)入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

なお、無効入札とされた者は、再度の入札に加わることができません。

- ア 参加する資格のない者
- イ 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者
- ウ 当該入札について不正行為を行った者
- エ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを出した者
- オ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- カ 入札価格の記載において4の(3)のウの要件を満たさない入札書を提出した者
- キ 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- ク 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者
- ケ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 号 (錯誤) により取り消すことが認められるものを提出 した者
- コ 1人で2以上の入札をした者
- サ 代理人でその資格のない者
- シ アからサまでに掲げるもののほか、競争の条件に違反した者
- (7)業務仕様書等の交付方法

佐賀県のホームページに掲載します。

(8) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札を行うことができない場合は、延期することもあるので 事前に3の担当課に確認してください。

(9)入札又は開札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札参加者の負担とします。 ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することが できないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(10) 落札者の決定方法

ア 佐賀県財務規則(平成4年3月31日佐賀県規則第35号、以下「佐賀県財務規則」)第105条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、区分ごとの入札金額(単価)に予定数量を乗じて得た金額の合計が、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

イ 区分ごとの入札金額(単価)に予定数量を乗じて得た金額の合計が、予定価格の制限の範

囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

- ウ 第1回目の開札の結果、落札者がないときは直ちに再度入札を行います。ただし、郵便により入札書を提出した者が開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、日を改めて 行います。
- エ 入札は3回を限度とし、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、区分ごとの入札 金額(単価)に、予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合計額が最低の価格をもって入札を行っ た者と随時契約の交渉を行うことがあります。

6 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金
 - ア 佐賀県財務規則第 103 条第 1 項に基づき、入札書の提出期限までに、見積る金額(今回は入札書合計金)に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)の 100 分の 5 以上に相当する金額を納付してください。なお、入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第 104 条第 1 項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができます。
 - (ア) 国債又は地方債 額面金額(割引債券にあっては、時価見積額)
 - (イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の10分の8以内で換算して得た金額
 - (ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手 券面金額
 - (エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)
 - (オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額
 - (カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額
 - イ 次に掲げる場合は、佐賀県財務規則第 103 条第 3 項第 1 号及び第 3 号基づき入札保証金の納付 が免除されます。
 - (ア) 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積る契約金額の 100 分の 5 以上)を締結し、その証書を提出する場合。
 - (4) 2に掲げる要件のすべてを満たす者で国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去 2 年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合。
 - ② 契約保証金

ア 佐賀県財務規則第 115 条第 1 項に基づき、契約締結の際に、契約金額(今回は入札書に記載 した合計金に取引に係る消費税及び地方消費税を含む)の 100 分の 10 以上に相当する金額を 納付してください。

なお、契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づき、上記 (2) ① アの各号に掲げる価値の担保を供することができます。

- イ 次の各号に掲げる場合は、佐賀県財務規則第 115 条第 3 項第 1 号及び第 4 号に基づき、契約 保証金の納付が免除されます。
- (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合。
- (4) 2に掲げる要件の全てを満たす者で国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去 2 年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(3) 契約書作成の要否

要

*この公告に掲げる入札は、令和7年2月定例県議会において当該契約に係る業務の予算が成立しない場合は中止します。この場合は、佐賀県ホームページにより公告します。